

改定の趣旨

- 「北海道いじめの防止等に関する条例」附則第2項において、条例の施行の日から起算して3年を目途として
 ※国内の法制度の動向等を踏まえて必要な措置を講じるものとされていることから、平成29年度中に「北海道いじめ防止基本方針」を改定する。

(※ 平成29年3月、文部科学省は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定)

主な改定内容（新たに追加する内容）

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

考え方

- 対人関係からのトラブルを通じて学ぶことや成長する機会もあることから、そうした問題を自ら解決しようとする力の育成についても基本理念に示す。

記載の概要

- けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

考え方

- 誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえて対応することや、事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応すること。

記載の概要

- 多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
 ○ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有して対応する。

考え方

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断すること。

記載の概要

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
 ○ ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

考え方

- 発達障がいを含む児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒に対して適切に支援を行うこと。

記載の概要

- 例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒」等、特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。

エ いじめの解消【項目追加】

考え方

- いじめの「解消」の判断基準を明確にすること。

記載の概要

- いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- ・期間は少なくとも3か月を目安。
- ・さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

(1) 学校及び学校の教職員の責務

ア 学校の責務

考え方 ○ 学校は加害児童生徒に加害行為を認識させること。

記載の概要 ○ 学校は、加害児童生徒にいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。

イ 教職員の責務

考え方 ○ 教職員はいじめを発見した場合等において組織的に対応すること。

記載の概要 ○ 教職員は、いじめを発見した場合等は、学校いじめ対策組織に情報を報告し、組織的な対応に繋げる。
○ 教職員は、学校いじめ対策組織で情報共有を行った後は、組織的な対応の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
○ 教職員は、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。

(2) 保護者の責務

考え方 ○ 保護者はいじめの未然防止のために、保護者自身の意識を一層高めることが必要なこと。

記載の概要 ○ 保護者は、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナーを児童生徒に身に付けさせる。

考え方 ○ 保護者はいじめを受けている児童生徒に対し、適切に対応すること。

記載の概要 ○ 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。

3 道の責務

(1) 学校の設置者としての責務

考え方 ○ 道はいじめの積極的な認知やいじめの早期発見のために、アンケート調査の工夫等を行うこと。

記載の概要 ○ 道は、道立学校に対し、いじめを訴えやすいようなアンケート調査の工夫改善を行うとともに、アンケート調査実施後に、関係児童生徒に対する個人面談を必ず実施するよう指導する。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 道と市町村における基本方針の策定と組織の設置

(1) 地方いじめ防止基本方針の策定

ア 道の取組

考え方 ○ 道は市町村を支援し、地方いじめ防止基本方針の策定を促進すること。

記載の概要

- 道は、様々な機会を通じて市町村における地方いじめ防止基本方針の策定の必要性について説明するとともに、市町村の実情に応じて必要な支援を行い、基本方針の策定を促進する。

イ 市町村の取組

考え方

- 市町村は地方いじめ防止基本方針の意義を理解し、策定に努めること。

記載の概要

- 市町村は地方いじめ防止基本方針が、国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであり、地域内における対策の格差を生じさせない観点からも、地方いじめ防止基本方針を策定する。
- 地方いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、必要に応じて、保護者、地域住民、関係機関等や児童生徒の意見を取り入れるとともに、道からの情報提供、指導・助言を得ながら進める。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置
ア 道の取組

考え方

- 学校の内外を問わず、児童生徒の自主的・主体的な参加により行われる文化・スポーツ活動におけるいじめの防止等の取組について、関係機関・団体との連携をより一層図る観点から、対策連絡協議会の構成機関等について検討、見直しを行う。

記載の概要

- ※ 具体的な関係機関・団体については、別途調整。

2 学校の設置者が実施すべき施策

(1) いじめの防止

ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- 児童生徒のいじめ防止に向けた自主的な活動を推進すること。

記載の概要

- 児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する自主的な活動を推進する。

考え方

- 幼児期の教育においていじめ防止に向けた取組等を促すこと。

記載の概要

- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を推進することや、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

(2) いじめの早期発見

ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのより一層の活用を促進すること。

記載の概要

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる自身の活動（相談日等）の周知を促進する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校のいじめ対策組織の構成員である場合、児童生徒、保護者等に対し、自身が組織の一員であることの周知を促進する。

(3) 関係機関等との連携等

ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- いじめ防止等の取組について地域や関係機関と情報共有し、連携しながら進められるよう支援すること。

記載の概要

- 学校が、当該学校のいじめに係る状況や対策などをPTAや地域の関係機関、団体等と個人情報の取扱いに留意の上、早期に情報共有しながら、連携・協働した取組を進められるよう支援する。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むよう、学校指導体制の整備に努め、学校運営の改善を支援すること。

記載の概要

- 部活動外部指導者の活用、部活動休養日の徹底や教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図り、学校指導体制の整備に努め、学校運営の改善を支援する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- インターネット上のいじめに対する指導や情報モラル教育を充実すること。

記載の概要

- インターネット上では、一度拡散した情報を消去することが難しいことや、インターネット上のいじめや不適切な行為が被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える危険性について児童生徒に啓発する。

(7) 啓発活動
ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- 保護者等への啓発活動等を一層推進すること。

記載の概要

- 保護者のいじめ問題に関する意識を把握するためのアンケート調査を実施するなど、啓発活動を実施する。

(8) 学校の設置者による措置
ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- いじめへの事案対処の際、学校への支援を充実すること。

記載の概要

- 学校に対し、いじめへの事案対処の際に、早期に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を行うなど支援を行う。

イ 市町村の取組

考え方

- 市町村はいじめを受けた児童生徒やその保護者に対しては、就学校の指定の変更等の対応をすること。

記載の概要

- 市町村の教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備
ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- 再発防止等の観点から、情報の適切な引継ぎが確実に行われるよう指導すること。

記載の概要

- 児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しながら、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎを確実に実施するよう指導する。

(10) 学校評価等における留意事項
ア 道の取組（イ 市町村の取組）

考え方

- いじめ防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう学校評価や教職員評価の方法等について指導すること。

記載の概要

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付ける。
- いじめに対する組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するよう指導する。
- 児童生徒等の状況を踏まえた目標を立て、具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導する。
- 教職員の評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう指導する。

3 学校が実施すべき施策（道立学校（市町村立学校、私立学校））

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

考え方

- 学校いじめ防止基本方針を定める意義を明確化すること。

記載の概要

- 学校いじめ防止基本方針を定める意義
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

考え方

- 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容を明確化すること。

記載の概要

- 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容
- ・ いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・ 「学校いじめ防止プログラム」の策定等
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容の明示
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）
- ・ 年間を通じた具体的な活動
- ・ 加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針

考え方

- 学校いじめ防止基本方針の取組目標を設定し、学校評価において評価すること。

記載の概要

- 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、評価結果を踏まえ、取組の改善を図る。

考え方

- 学校いじめ防止基本方針の策定・見直しの際に、児童生徒の意見を取り入れ、分かりやすい方針となるよう努めること

記載の概要

- 学校いじめ防止基本方針を策定・見直す際には、児童生徒に対するアンケートや協議の場を設けるなどして、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

考え方

- 学校いじめ防止基本方針の内容を児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。

記載の概要

- 学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配付、学校内への掲示その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を必ず入学時・学年度の開始時に資料を配付するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
また、年度中途の転入等の場合も、同様に当該児童生徒、保護者に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

考え方

- 学校いじめ対策組織の意義を明確化すること。

記載の概要

- 学校いじめ対策組織の意義
- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

考え方

- 学校いじめ対策組織の構成を明確化すること。

記載の概要

- 学校いじめ対策組織の構成等については、次のとおり。
- ・ 自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成
- ・ 組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定
- ・ 未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織

考え方

- 学校いじめ対策組織の体制を整備すること。

記載の概要

- 学校いじめ対策組織の体制の整備については次のとおり。
- ・ 的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・ 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・ 迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

考え方

- 学校いじめ対策組織の役割を明確化すること。

記載の概要

- 道立学校は、学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置付ける。
 - ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・ いじめに係る情報があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ・ いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
 - ・ 被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であることを児童生徒や保護者等から容易に認識される取組を行う役割

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置
ア いじめの防止

考え方

- 児童生徒が傍観者とならないよう、取組を行うこと。

記載の概要

- 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

考え方

- 児童生徒に関する情報を把握し、指導に反映すること。

記載の概要

- 道立学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

考え方

- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒、保護者への啓発等を行うこと。

記載の概要

- 弁護士、警察官経験者や外部専門家等を活用した児童生徒を対象とした講演会等の開催
- 近隣の学校や異なる学校種も含めた保護者同士のネットワークづくりの推進

イ いじめの早期発見

考え方

- アンケート調査や個人面談などにおいて児童生徒が発信したSOSを学校として迅速に対応することを徹底すること。

記載の概要

- アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

ウ その他

考え方

- 教職員が学校いじめ対策組織に対し、情報を報告し、共有する際の方法を策定すること。

記載の概要

- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）を学校いじめ対策組織に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。

考え方

- 学校が保護者に対し、家庭の役割などについて理解を促す取組を行う。

記載の概要

- 入学式や各年度の開始時等にいじめの未然防止や早期発見・事案対処における学校の取組や家庭の役割について保護者間の共通理解を促す機会を設定する。

4 重大事態への対処

(1) 道立学校、私立学校、市町村立学校における対処

考え方

- いじめの重大事態については、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応すること。
- いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たること。

記載の概要

- 重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。
- いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること
- 被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めること。